（報告の義務）

第六条　海面漁業経営体又は水揚機関を代表する者は、第四条第一項及び第二項に規定する調査事項について、第五条の規定により送付された調査票に記載若しくは記録して地方農政局等の長にその定める期日までに送付し、水揚機関の事務所において漁獲成績若しくは事業成績に関する資料を統計調査員に開示し、又は統計調査員の質問に対し口頭で回答しなければならない。

（立入検査等）

第七条　調査の事務に従事する者は、法第十五条第一項の規定により、第四条第一項及び第二項に規定する調査事項について、資料の提出を求め、又は必要な場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問することができる。

2　（略）

（結果表の作成及び報告）

第八条　地方農政局長及び北海道農政事務所長は、第五条の規定により統計調査員が作成した調査票又は第六条の規定により海面漁業経営体若しくは水揚機関を代表する者から送付された調査票に記載され、又は記録されている情報（以下「調査票情報」と総称する。）に基づき、調査の種類ごとに都道府県別の調査票情報及び集計結果を収録した電磁的記録を作成し、電子情報処理組織を使用して農林水産大臣に送付しなければならない。

2～4　（略）

（漁獲成績報告書等からの漁業種類別結果表及び電磁的記録の作成及び報告）

第九条　農林水産大臣が定める場合には、海面漁業生産統計を作成するため、調査に代えて、次に掲げる報告であつて農林水産大臣が定めるもの（以下「漁獲成績報告書等」という。）を利用することができる。

一　漁業法第五十二条第一項の規定による農林水産大臣の許可、同法第六十五条第一項及び水産資源保護法（昭和二十六年法律第三百十三号）第四条第一項の規定による農林水産大臣若しくは都道府県知事の許可若しくは漁業法第六十六条第一項の規定による都道府県知事の許可を受けて、又は特定大臣許可漁業等の取締りに関する省令（平成六年農林水産省令第五十四号）第十九条第一項の規定により農林水産大臣に届け出て漁業を営む者が農林水産大臣又は都道府県知事に提出する漁獲成績又は事業成績に関する報告

二　（略）

2～5　（略）

（結果の公表）

第十一条　農林水産大臣は、前条の規定により作成した全国結果表の概要については調査期間が属する年（以下「調査年」という。）の翌年の五月三十一日までに、その詳細については逐次、公表する。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成三十一年一月一日から施行する。

（平成三十年調査に関する経過措置）

第二条　平成三十年一月一日から同年十二月三十一日までの期間について行う調査については、なお従前の例による。

（報告の義務）

第六条　海面漁業経営体又は水揚機関を代表する者は、第四条第一項から第三項までに規定する調査事項について、統計調査員の質問に対し口頭で回答しなければならない。

2　海面漁業経営体又は水揚機関を代表する者は、第四条第二項及び第三項に規定する調査事項について、第五条第二項の規定により送付された調査票に記載し、若しくは記録して地方農政局等の長にその定める期日までに送付し、又は水揚機関の事務所において漁獲成績若しくは事業成績に関する資料を統計調査員に開示しなければならない。

（立入検査等）

第七条　調査の事務に従事する者は、法第十五条第一項の規定により、第四条第一項から第三項までに規定する調査事項について、資料の提出を求め、又は必要な場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問することができる。

2　（略）

（結果表の作成及び報告）

第八条　地方農政局長及び北海道農政事務所長は、第五条の規定により統計調査員が作成した調査票又は第六条第二項の規定により海面漁業経営体若しくは水揚機関を代表する者から送付された調査票に記載され、又は記録されている情報（以下「調査票情報」と総称する。）に基づき、調査の種類ごとに都道府県別の調査票情報及び集計結果を収録した電磁的記録を作成し、電子情報処理組織を使用して農林水産大臣に送付しなければならない。

2～4　（略）

（漁獲成績報告書等からの漁業種類別結果表及び電磁的記録の作成及び報告）

第九条　農林水産大臣が定める場合には、海面漁業生産統計を作成するため、調査に代えて、次に掲げる報告であつて農林水産大臣が定めるもの（以下「漁獲成績報告書等」という。）を利用することができる。

一　漁業法第五十二条第一項の規定による農林水産大臣の許可、同法第六十五条第一項及び水産資源保護法（昭和二十六年法律第三百十三号）第四条第一項の規定による農林水産大臣若しくは都道府県知事の許可又は漁業法第六十六条第一項の規定による都道府県知事の許可を受けて漁業を営む者が農林水産大臣又は都道府県知事に提出する漁獲成績又は事業成績に関する報告

二　（略）

2～5　（略）

（結果の公表）

第十一条　農林水産大臣は、前条の規定により作成した全国結果表の概要を調査期間が属する年（以下「調査年」という。）の翌年の四月三十日までに、その詳細については逐次、刊行物により公表する。